

○實成重男議員 おはようございます。蒼光会の實成です。

それでは、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

私は、旧郡部における医療提供体制の確保と短期的な対策について質問させていただきます。

旧郡部では、本市の資料と愛媛県の統計を基に試算すると、合併前の旧町村、いわゆる旧郡部だけで、推計ではありますが、65歳以上の人口はおおむね2万人前後。これは本市全体のおよそ4割弱に当たります。とりわけ島嶼部では高齢化率が50%程度、閑前地区では70%を超えているとの調査もあり、島嶼部の高齢化は極めて深刻な段階にあります。高齢化率が今治市平均よりも高い一方で、「身近に病院がない」「診てもらえる診療科が少ない」「移動手段がない」といった声が多く寄せられています。特に上浦町には病院・診療所が1つもなく、住民の皆さんからは、「体調が悪くても我慢してしまう」「救急になって初めて今治市内の病院に運ばれる」といった不安の声が上がっています。

そこで、1番目の質問です。人口減少、高齢化が進む中で、旧郡部の医療を守るために、愛媛県や今治市医師会との連携の方向性や、今治市としてどのように考えているのか、またどのような体制で守っていくのか、今治市としての方針をお聞かせください。

次に、瀬戸内海の先行事例を踏まえた今治市の方向性について質問いたします。

広島県、香川県小豆島、香川県三豊市栗島、特に広島県オンライン診療活用検討事業は、医師不足地域や離島でのオンライン診療、オンライン服薬指導のモデル事業を展開し、広島県全体で地域医療を補完しています。これらの取組は、いずれも常勤の医師がいなくても、巡回とオンライン、在宅医療を組み合わせることで、住民の安心感を高めているという点で共通しています。同じ瀬戸内海沿岸の自治体が先進的な取組を進めていることは、今治市にとっても参考にできる取組だと思います。

そこで、2番目の質問です。今申し上げたような瀬戸内海の先行事例を踏まえ、今後、旧郡部の医療確保を検討する上で、どのような内容を参考にし、導入・連携の可能性を検討していくのか、現時点でのお考えをお伺いします。

次に、旧郡部の皆さんからは、「将来の青写真も大事だが、あした、来月の通院をどうするのか」という切実な声が多く寄せられています。長期的な医療提供体制の議論を進めると同時に、短期的に実行できる具体案を講じることが不可欠だと思います。

そこで、3番目の質問ですが、市民の声を基に提案させていただきます。

1、通院支援交通の強化、病院のある地域までのデマンド交通、乗合タクシー、高齢者皆が使いやすい運賃体系や予約方法の検討。

2、各支所や公民館などに遠隔健康相談が受けられる窓口を設置し、職員や看護師などがサポートする仕組みの構築。

3、介護・福祉サービスとの連携強化。訪問看護、訪問介護、地域包括支援センターなどとの連携により、医療にアクセスしにくい高齢者を把握し、見守りと受診勧奨を一体で行う仕組

みづくり。

そこで、質問をさせていただきます。先ほど3つの提案をさせていただきましたが、実現可能な取組として今治市の考え方を教えていただきたいと思います。

以上です。

○丹下大輔副議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 實成議員御質問の旧郡部における医療提供体制の確保と短期的な対策についてのうち、まず、1番目、愛媛県や今治市医師会との連携の方向性及び本市の医療提供体制に関する方針についてお答えさせていただきます。

今治市には100床以下の中小の病院が多く、200床を超える規模の病院は愛媛県立今治病院のみといった状況であり、特に救急医療の維持に多くの課題を抱えております。こうした状況の中で、今治市的一般財源を投入して、今治市医師会市民病院に週末の24時間、愛媛大学の医療チームの派遣を受けるなどのやりくりをしながら、7つの医療機関が懸命に24時間365日の輪番体制を維持していただいているのが現状でございます。また、厳しい輪番体制にあっても、t-PAホットライン（脳梗塞患者輪番制）、ACSネットワーク（循環器救急疾患ネットワーク）、腹部救急ネットワークなどを整備し、脳梗塞や虚血性心疾患、外科的処置を必要とする腹痛患者を専門に受け入れることで、救命率の向上を図っていただいております。さらに、在宅当番医として、日曜・祝日の日中におきましては、島嶼部の医療機関と陸地部の小児科それぞれ1か所にて診療を実施するなど、でき得る限りの患者の受入態勢を整えていただいてもございます。

このように、今治市医師会を中心に、今治市内の医療機関の皆様の献身的な取組によりまして、本市の医療提供体制が保たれているということを改めて市民の皆様にもしっかりとお伝えしていかなければならないし、御理解もいただく必要もあるのではないかと思っています。

加えて、昨年度からは、今治薬剤師会の御協力もいただき、島嶼部を含む今治市内10か所の薬局や医療機関に医薬品の備蓄を行うとともに、NPO法人ピースワインズ・ジャパンが運用する日本初の災害医療支援船が大島・宮窪町の早川港を拠点として活動を開始するなど、大規模災害に対する備えも強化いたしております。

今日テレビにおいても随分大きく報道がございましたけれども、現在、医療人材、とりわけ看護師の不足が全国的な問題となってございます。医療関係者の皆さんからは、「看護師不足のため、救急患者を受け入れることが難しくなってきている」「病床は空いているにもかかわらず、看護師が確保できないため、入院患者を受け入れることができず、結果として病院経営が苦しくなっている」という切実なお話もお寄せいただいてございます。

なお、本市が昨年9月に今治市内医療機関を対象に実施させていただきましたアンケート調査によっても、約130人の看護師が不足しているとの結果も出てございます。

こうした状況に対応するため、今治市と今治市医師会は、今年度より、看護師市内定着支援

奨励金事業、そしてU I J ターン看護師等支援事業を開始させていただいてございます。現時点では、看護師市内定着支援奨励金事業に18人、U I J ターン看護師等支援事業に3人の方から御申請をいただきしております、看護師の不足解消に向け、徐々にではありますが、成果が現れてきていると認識しております。特に、圏域唯一のへき地医療拠点病院である愛媛県立今治病院への今治看護専門学校からの就職者の数は、令和6年度の1人から、令和7年度には7人と大幅に増加しており、島嶼部や中山間地域にお住まいの方にとって心強い存在になっていただけるものと期待しております。市民の命と健康を守る医療提供体制の維持・強化は本市の最重要課題でございます。愛媛県立今治病院の新築移転も本格的に動き出す中、今後も愛媛県や今治市医師会、今治薬剤師会などと連携を密にし、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現してまいりたい、そのように考えております。

次に、2番目、瀬戸内海沿岸の他自治体における先行事例を踏まえた本市の方向性についてお答えさせていただきます。

議員お話しのオンライン診療は、本市のような多様な地勢を有する自治体にとって、地域医療の課題を解決するための非常に有効な手段であると認識しております、令和4年度にオンライン診療導入事業費の補助を実施し、既に今治市内18の医療機関においてオンライン診療可能な体制を整えており、令和6年度は延べ118の方に御利用いただいております。さらに、本年3月には、関前地区におきまして、診療所に勤務の看護師がオンライン診療のサポートを行うモデル事業を実施させていただきました。この事業では、オンライン診療の有効性は確認されたものの、一方で、診療の予約や医療費の支払いの際にクレジットカードが必要であるため、お年を召された方にとって受診をためらう要因となっていることも明らかになりました。

今後は、こうした課題に対応するため、他市の事例も参考に、例えば、病院に行くことが大変な患者さんのおうちに看護師と医療機能搭載車両を派遣し、車内でオンライン診療を実施するといった医療とモビリティーを掛け合わせたサービス、いわゆる医療MaaSの活用、さらには医療法の改正により新たに設置可能となるオンライン診療受診施設の整備など、市民の皆様にとって利用しやすいオンライン診療の可能性についても積極的に検討してまいりたいと考えてございます。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

○結田信吾健康福祉部長 實成議員御質問の旧郡部における医療提供体制の確保と短期的な対策についてのうち、3番目、短期的に実施できる対策についてお答えいたします。

まず、通院などの移動支援についてでございます。

本市ではこれまで、バス路線が縮小・廃止となった地域において、デマンド型乗合タクシーを導入し、市民の皆様の通院、買物など生活の足を確保してまいりました。具体的には、朝倉、玉川、菊間、吉海において乗合タクシーを、上浦、大三島の一部ではチョイソコおおみしまを運行しております。現在、利用者の皆様の御意見を踏まえ、運行時間や乗降ポイントなどの改

善にも取り組んでおります。また、本年11月からは、しまなみ3島のうち唯一タクシー事業者のない伯方島において、一般ドライバーが自家用車で人を運ぶ公共ライドシェアの実証運行を開始したところでございます。このような地域交通は整備がゴールではなく、それぞれの地域で乗って支えることで育てていただく必要がございます。地域の皆様におかれましては、積極的な御利用をお願い申し上げます。

次に、各支所や公民館などでの遠隔健康相談についてでございます。

健康相談につきましては、各支所の保健師が窓口や訪問により随時受け付けております。保健師が不在の場合には、本庁と各支所及び移動市役所をつなぐオンライン相談窓口を設けており、本庁の保健師が対応できる体制も整えております。どうぞお気軽に御利用いただければと思います。

最後に、介護・福祉サービスとの連携強化についてでございます。

本市では、地域包括支援センターに高齢者の総合的な支援を委託し、ケアが必要な高齢者について情報共有しております。また、地域包括支援センター単独で対応困難な事例につきましては、今年度より本格実施しております重層的支援体制整備事業により、訪問看護、介護事業者を含めた多職種連携による支援を行っております。このほか、専門職による関与だけではなく、地域住民の皆様が相互に見守り合う体制の構築も進めているところでございます。

今後も、地域の実情に合った移動支援やオンラインでの診療・相談といったデジタル技術などあらゆる手段を活用するとともに、愛媛県や今治市医師会、地域包括支援センターなどの関係機関、そして地域住民の皆様と連携し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○丹下大輔副議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○實成重男議員 議長。

○丹下大輔副議長 實成重男議員。

○實成重男議員 地域で暮らし続けるための最低限の安心は、具合が悪くなったときに必ずどこかで診てもらえることだと考えます。旧郡部、とりわけ病院・診療所のない上浦町の医療体制の確保は今治市にとって喫緊の課題だと思います。同じ瀬戸内海の島嶼部では、診療船による巡回診療やオンライン診療、薬のドローン輸送など、地域の実情に応じて創意工夫を重ね、地域住民の安心につなげている事例が既に生まれています。市民の命と健康を守るため、今治市としてできることを一つ一つ具体化し、早期に実行に移していただくようにお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○高木雅史議員 おはようございます。高木雅史です。質問通告に従って、今日も元気よく質問させていただきます。

秩序ある多文化共生について。先日、達川議員も質問されました外国人との共生について伺います。

ただ、その前に、私自身、多文化共生社会の実現は必要不可欠だと考えますが、必要以上の移民政策には反対であるとの立場をあらかじめ明確にさせていただき、質問に入らせていただきます。

9月下旬に撤回となりましたJICAアフリカ・ホームタウン問題では、海外メディアによる誤った情報発信、SNSでのデマ拡散により、多くの市民が不安に思われたと思います。そうした状況の中、対応に尽力された市長をはじめ職員の方々には、御苦労さまでしたとの気持ちがいっぱいです。

10月19日、地域のきずなプロジェクトの一環として大西町にて行われた、子供からシニアまで楽しめるウォーキングサッカーがあり、参加者170人中70人が外国人の中、皆さん大盛り上がったと聞きました。まさに世代、立場、国籍を超えた、支え合う地域を目指す一歩だと思います。

御案内のとおり、今、日本は人口大減少の坂道を転げ落ちております。このままだと、2100年には人口は6,300万人、高齢者が4割の国になります。地方の産業の担い手も減少を続け、危機的な状況に近づきつつあります。「日本人の仕事を外国人が奪っている」と言う人たちがいますが、地方の実情が厳しいことを理解しているのでしょうか。炎天下で土にまみれて汗を流す農業、鉄工所で汗を流しながら溶接する人たち、彼ら、彼女らが地方の農林水産業から製造業まで幅広い地域産業を支え、日本の経済を支えているのです。言い方を換えれば、東京は東京だけで成り立っているわけではありません。今治市のような地方の工業都市、農業地域が支えているのです。

現実を直視すれば、過疎が進む地方にとって、外国人は必要不可欠な人材となりつつあります。私たちがしなければならないことは、外国人が慣れない土地で地元の人たちとどのように共存し合って生活していくか。私たちは、今治市の未来のために外国人との共生は、もう避けて通れない道だと考えております。

今治市内には、現在、4,600人を超える外国人が居住しております。造船・繊維企業の技能実習生をはじめ、コンビニエンスストアや飲食店でも外国人の方を見かける機会も増えました。15万人都市と言われた今治市の人口は既に14万人台になり、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、2050年には10万人を割り込むとの試算が出ております。こうした状況では、外国人の存在が今治市の産業維持に不可欠となってくることは実感せざるを得ません。外国人による治安への悪影響を心配する声もたくさんありますが、外国人を制限したり、排除した結果、今治市の地域産業が担い手を失い、造船、タオルなどの基幹産業が廃れては元も子も

ません。「秩序ある共生社会づくり」がキーワードになると考えております。

11月23日の愛媛新聞には、「地域の担い手争奪戦様相」との記事を載せ、自治体間での外国人の奪い合いの競争を報じております。この記事の中で、「東海大の万城目正雄教授（国際労働移動）は「外国人に対するニーズは特に地方で非常に顕著だ。ただ、社会が受容できるペースを上回る速さで流入しており、準備が整っていない自治体もある」と指摘する」との記事がありました。誠に的を射た指摘であると感じております。

私も、今、日本国内をめぐる外国人の排他的な考え方、そこによる日本人同士の衝突、そういった中で、地元市民とこの今治市の中でうまく生活できる環境を整えることは急務であると考えております。

そこで質問です。1番目、今治市は、6月補正予算において、今治市内の外国人居住者に対する生活実態アンケート調査を実施しました。現時点でどのような回答・意見が集まっているのでしょうか。調査状況も含めてお聞かせください。あわせて、今治市の産業の未来を左右する地域の担い手としての外国人に対する政策的な支援の基本的な方向性をお尋ねします。

続いて、有害鳥獣対策等について伺います。

近年、東北地方を中心に問題となっている熊による人身被害。死者は拡大し、ついには自衛隊が派遣され、警察官がライフル銃で駆除できるようになりました。温暖化による餌の枯渇や耕作放棄地の増加など要因は様々考えられます。今治市も他人事ではございません。今治市内ではイノシシ、鹿、猿が島嶼部や山間部の集落に姿を現しています。実際、畠を荒らされるなどの被害は後を絶ちません。今治市内においても人と有害鳥獣の距離が以前より近くなっています。四国では熊の被害こそないものの、イノシシ、鹿、猿による被害は以前から多発しており、中山間地域に行くと、電気柵、ワイヤーメッシュ柵などが延々と張り巡らされているのが現状です。猟友会も高齢化し、若い人の参加が少なく、その面からも今後の被害拡大が心配されるところであります。

国では9月、改正「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」が施行されました。基礎自治体の判断や対策が重要になってくるということです。

今治市におきましては、令和4年度に今治市鳥獣被害防止計画を策定され、捕獲補助金の交付、箱わな貸出し、わな免許取得助成など各種支援に取り組んでいると聞いております。そこで、今治市鳥獣被害防止計画の成果が上がっているのかが気になるところです。

質問です。1番目、直近の今治市内における有害鳥獣の捕獲状況と農作物の被害の状況及び有害鳥獣捕獲従事者の数、そして今後の取組をお聞かせください。

最後に、3つの施設整備について。先日、壇内議員が質問された合同庁舎の件も含め、今後予定しております施設整備について質問させていただきます。

徳永市政では、現在、3つの施設整備に向けた準備が進められております。第2期徳永市政の目玉となる事業であると私も認識しております。子育て支援を目的とした今治版ネウボラ拠

点施設、国際海事都市を象徴するM I C E 施設、愛媛県東予地方局今治支局との合同庁舎、この3つともまだ詳細な整備費は算出されていないと聞いておりますが、3施設合わせると、少なくとも300億円は超える大型投資になるのではと予想しております。

この大型投資について、私の元には市民から数多くの意見が寄せられております。とりわけ、「財政は大丈夫なのか」「必要性が分からぬ」といった声をよく聞きます。1つだけならまだしも、3つの大型箱物事業が続くと市民が不安になるのも理解できます。財政は大丈夫なのかという財政的な課題に対し、徳永市長は、ネウボラ拠点施設を核に子育ての理想郷創出を公約にしており、これまで積み上げてきた基金や有利な市債の活用など、負担軽減に向けた意志を示されていることは私も十分承知しております。着手が視野に入ってきている段階であり、特に資金調達のフレームについては大きな関心を市民も私も寄せているところであります。

今治市の令和6年度末における施設整備に關係する特定目的基金の残高は、こども未来基金が約25億円、海事都市今治未来基金が約21億円、庁舎整備基金が約30億円となっております。財源的な準備が進んでいることを認識しております。しかし、大型の公共施設となれば、維持管理費も将来重たい負担となります。西予市のように、財政調整基金が底をつけかけ、給付金の見直しや職員給与の削減など、あってはならないような事態だけは絶対に回避しなければなりません。

大型公共施設については、維持管理費や大規模修繕など運営上の課題を回避するために、様々な管理手法が編み出されてきたことは関係者の皆さんもよく知るところです。第三セクター方式、指定管理者制度、民間活力導入のP P P、P F I、命名権のネーミングライツなど、多くの方式が考え出されております。それぞれの施設について、今治市の魅力ある都市づくりに貢献していくことができるか、そこが今治市民の知りたいところではないのかと考えております。

市民からの「必要性が分からぬ」という声に対して、その必要性が市民にはまだ十分届いていないということでもないでしょうか。市民としては、これらの施設整備が今この時代になぜ必要なのか、市民にも分かる説明を聞かせていただきたいです。

そこでお尋ねします。1番目、これらの大型公共施設の必要性、運営の基本的な考え方はどうなっているかであります。市民への説明を今後どのようにしていくのかも含めてお尋ねします。

M I C E 施設においてはホール機能などが検討されていると思いますが、同じくホール機能を備える丹下建築である今治市公会堂やグリーンピア玉川など、今治市内には活用できる施設が既にまだたくさんあります。私は、同等以上の施設ができるのであれば、こうした既存施設にも老朽化などによって維持管理費が増加することも考え、利用状況によっては、時には施設数削減などにも踏み込むことが必要だと思っております。

新しい政策を実行するための財源確保、災害対応のための財源確保面からも、今治市の財政

も絶えず聖域なき見直しを行わなければなりません。今治市も人口大減少の真っただ中です。あれもこれもはできません。市民の理解を得る努力をしていただき、必要性の薄くなった事業や時代にそぐわなくなった事業は大胆に削減・廃止し、新政策と削減との両輪による強靭な財政をつくり上げていく必要性があると考えております。

そこでお尋ねします。2番目、こうした不安や懸念に対し、一人でも多くの市民に納得していただくためにも、今後の財政運営について説明を求めます。

以上です。

○丹下大輔副議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 より一層元気であった高木議員の主張、しっかりと私の心に刺さりました。

御質問いただいた項目のうち、3つの施設整備についてお答えさせていただきます。

まず、1番目、施設の必要性と運営の考え方についてでございます。

令和7年6月に策定した今治市中心市街地グランドデザインは、人口減少が急速に進む中にあっても、市民が安心して暮らし続けられる都市構造をしっかりと再構築し、将来世代によりよい今治市を引き継ぐための長期的なまちづくりの羅針盤として策定したものでございます。その今治市中心市街地グランドデザインの中に、今回御質問にございましたネウボラ拠点施設、MICE施設、愛媛県と今治市の合同庁舎の3つもシビックゾーンの中核的な施設として含まれており、今住んでいただいている方、将来的に住んでいただけるであろう方々に、住んでいてよかったですと思っていただけるような今治市、私の2期目の公約としてコミットさせていただきました瀬戸内の世界都市・今治の実現にはなくてはならない施設であると私は考えております。

それぞれの施設ごとの必要性と運営の基本的な考え方でございます。

まず、ネウボラ拠点施設は、妊娠期から子育て期までの全ての子育て世代に寄り添い、全ての子供の成長や発達に応じたきめ細かく切れ目のない支援を提供する体制を目指して、私が5年前の公約の目玉として打ち出した今治版ネウボラの司令塔となる施設でございまして、誰もが安心して楽しく子育てができる理想郷を具現化するためのランドマークとなるものでございます。

人口減少が続く我が国におきまして、これから約5年が少子化傾向を反転できるか否かのラストチャンスであり、2030年は少子化対策の分水嶺と言われておりますように、本市におきましても少子化対策は喫緊の課題であり、将来を担う子供たちとその家庭への投資は決して先送りできない最重要の取組であると考えます。

また、その事業効果を最大限に引き出すための整備手法につきましても、従来方式などと比較衡量をした結果、管理運営する側の視点を施設整備に反映できること、維持管理・運営に民間のノウハウなどを活用することで財政負担の軽減が期待できることなどの点から、設計から施工、維持管理、運営までを一括で行うD B O（デザイン・ビルド・オペレーション）方式で

の整備を進めております。

子供たちが目を輝かせて遊び、多世代の市民の皆さんのが自然に集い、楽しく学び、交流できるみんなの居場所であり、併せて多様な支援や相談の拠点として整備することで、今治市で子育てしたいと思える環境が中心市街地のど真ん中に今治市の子育て支援の殿堂として出来上がることとなります。また、拠点施設が文字どおりハブとなり、今治市内全域の保育所や子育て広場、図書館や公園、民営の遊び場などのネウボラサテライトともしっかりと連携させていかなければなりません。

次に、M I C E 施設についてでございます。

昨年9月、海事産業界の皆様から海事都市・今治の未来創生に関する要望書が提出されました。その中には、今治港を交流の港として再整備することや、今治市内に大規模な展示会等が開催可能なM I C E 機能を整備することなどが盛り込まれてありました。瀬戸内の世界都市・今治の実現を目指す本市といたしましても、会議、視察旅行、大会、展示会などの機能を持つM I C E 施設は、多様な人々が集い、学び、交流し、地域と世界、そして未来をつなぎ、にぎわいと人材を創出する国際海事都市“ I M A B A R I ”の象徴として大きな役割を担うものと考えております。

M I C E 施設で創出される新たな人流を中心市街地や港へと回遊させ、中心市街地の魅力を一体的に高めていき、また飲食、宿泊、交通など多様な分野へと経済効果をもたらすためにも、さらには市民が歩きたくなる空間の創出、若い世代が活躍できる場づくり、文化芸術の振興など、今治市の総合力を高める視点においても、私は、この構想の実現は非常に重要であると考えております。

施設整備、運営の在り方につきましては、公の持つ公共性と安定性、民間の持つスピード感や経営感覚、そして官民連携による相乗効果を丁寧に見極めながら、持続可能なスキームとなるよう検討を深めてまいりたいと思います。

最後に、合同庁舎についてでございます。

合同庁舎整備は、老朽化に伴う建物の更新といった目的でないことは、昨日の壇内議員の答弁で申し上げたとおりでございます。愛媛県と今治市が同じ建物の中で執務を行うということで、愛媛県の所管、今治市の所管といった縦割り行政にとらわれない、ワンストップでの効率的な行政サービスの提供が可能となるほか、プライバシーに配慮した相談スペースや市民の皆様との公民協働スペースの確保にも配慮したいと考えております。また、合同庁舎となりますことで、維持管理費の縮減、施設の集約化による将来的な財政負担の抑制にもつながるのではないかと期待しております。さらには、愛媛県内11市の中で唯一耐震基準が満たされていない今治市本庁舎から新庁舎に移転することで、ないほうがいいわけでありますけれども、新合同庁舎は、将来起こり得るであろう南海トラフ巨大地震発生時など大規模災害時の強固な防災拠点としての役割も期待されます。

なお、合同庁舎事業を進めるに当たりましては、整備・運営手法は非常に重要でございまして、各施設の特性に応じて、民間のノウハウや活力を効果的に活用し、産学官連携など多様な運営スキームを柔軟に選択し、持続可能性に配慮した効率的な運営体制の構築を進めてまいります。

今回は3つの施設整備についてのお尋ねをいただきましたが、決して施設を造ること、箱物行政を目的としているものではございません。本市の直面する様々な課題に真摯に向き合う中で、それらを解決するための必要な今治市の未来への投資であると考えております。私は、こうした思いを多くの市民の皆様に共有いただき、納得と共感をいただきながら進んでいくことが何より重要であると認識しております。このため、これまで今治市中心市街地グランドデザインやネウボラ拠点施設の計画策定に当たり、各種会議やワークショップ、パブリックコメントなどを通じて市民参加の機会を可能な限り多く設けてまいりました。今後もMICE施設や合同庁舎の計画の進捗に合わせ、これまで同様に市民参加の場を数多く設け、次世代を担う若い世代や事業者をはじめ多様な立場・世代の皆様から幅広く御意見を伺うなど、丁寧な市政運営に努めてまいります。

なお、各施設の整備に際しまして、議員のところにもお寄せいただいておりますように、私のところにも、「赤字が増えて財政再建団体に転落するのではないか」「他の市民サービスに悪影響が出るのではないか」といった将来の今治市の財政状況を心配する声が寄せられております。現時点で3つの施設とその周辺整備を合わせ、概算事業費が合計で400億円から500億円規模と見込まれる中で、そのような懸念を抱かれる方が多いことも十分に理解できます。しかしながら、詳細につきましては後ほど総務部長から答弁させていただきますが、こうした大型事業の支出も織り込んだ形で中長期財政収支見通しを策定しており、毎年度、民間の経営感覚を持ってローリングも実施しております。既に大型事業に備える形で、こども未来基金、海事都市今治未来基金、庁舎整備基金を積み立てているほか、財政調整基金も十分に確保しているところですが、大型施設の整備に当たっては、これらの基金の有効活用に加え、国などの補助金の活用、有利な起債制度の利用等を図ることにより、3つの施設の大型投資を見込んでなお、将来にわたって本市の財政の健全性は十分に保たれることを確認しながら、将来の世代に対して責任を持てる形で、必要な投資を計画的に進めていくものでございます。

今回のまちづくりは、本市の将来を左右する100年に一度の大事業であり、次世代に誇れる今治市の未来を切り開く大きな挑戦となります。これまで20年間を振り返り、いろいろな地域やいろいろな方々に目配り、気配り、心配りをしてまいりました。その苦労を私は見ていています。ただし、そうした時間の経過とともに今治市のプレゼンスはどんどん地盤沈下をしてまいりました。今こそ挑戦をしていく必要があるのではないかと思います。

昨日、「今さえ、自分さえよかつたらいい、そして絶えず批判的な視点で様々なお話を聞いていただく、そういう方もいらっしゃるかもしれない」ということについて、あえて私の心を披

瀝させていただきました。いろいろな方々がいらっしゃいます。立場によって見え方も捉え方も違います。でも、私も、高木議員を含めた議会の皆さんも、今も大切です。でも、将来、私たちのかわいい後輩たちのために何を残してあげることができるのか。そのためにどんな苦労があったとしてもその苦労を乗り越えていく。そのために知恵を出し、思いを超えてみんなで結集する必要があるのではないかと私は思っています。本市の持続的な発展のため、未来への投資を決して先送りすることなく、市民の皆様と共に50年先、100年先の発展基盤を強い使命感を持ってつくり上げてまいりたいと思っています。高木議員をはじめ、議員各位の皆様におかれましても、どうか御理解、御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

○片上光和総務部長 高木議員御質問の3つの施設整備についての2番目、今後の財政運営についてお答えいたします。

本市では、将来にわたって健全な財政運営を維持していくために、人口動態や景気の動向、国の地方財政制度などを踏まえながら、毎年度、中長期財政収支見通しを作成し、財政状況の予測と課題の把握に努めているところでございます。近く公表を予定しております令和7年度作成の中長期財政収支見通しにおきましては、先ほど市長答弁にもありましたとおり、ネウボラ拠点施設、愛媛県との合同庁舎、MICE施設の整備などに係る概算事業費として400億円から500億円規模を見込んだところでございます。これらに加えまして、昨年度作成の中長期財政収支見通しでは算入していなかった小中学校体育館への空調設備設置など、新たな行政需要に対応する概算事業費を追加してもなお、中長期財政収支見通しの対象期間の最終年度となる令和17年度末の財政調整基金の残高は、本市が目安としております標準財政規模の約2割を確保できる見込みであり、財政の健全性は十分に保たれているものと考えております。

今治市中心市街地グランドデザインにおける中核的な施設整備には相応の財政負担があらかじめ予測できたことから、これまでに国の補助金や交付税措置のある有利な市債の活用に向けた調整や、こども未来基金、庁舎整備基金への計画的な積立てに加え、海事関係企業などからの寄附金を海事都市今治未来基金へ積み立てるなど、しっかりととした財源確保の準備を進めてきたところでございます。

経常収支比率や実質公債費比率、将来負担比率といった主要な財政指標を用いて10年後の本市の財政状況を見通しますと、いずれの数値も若干上昇はするものの、現在の愛媛県内市町や類似団体と比較しても十分に行政サービスを維持できる水準であると判断しております。しかしながら、近年は、人件費や施設の維持管理費を含む物件費などの経常経費が増加傾向にありますことから、この結果を楽観視することなく、引き続き健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

公共施設にあっては、老朽化や人口減少等の社会情勢の変化によりまして、更新や統廃合を検討しなければならない施設を数多く抱えておりますことから、来年度には、今治市公共施設

等総合管理計画の見直しに着手するとともに、支所を含めた組織の在り方についても抜本的に見直す予定としております。また、職員数につきましても、組織再編と併せて新たに策定予定の第4次今治市定員適正化計画に基づき適正化を進めるほか、事務事業につきましては、当初の目的を達成したものなど時代の要請に応じて柔軟に見直し、集約化や発展的解消に努めてまいります。

なお、今年度策定しました中長期財政収支見通しにつきましては、議会はもとより、今治市ホームページで公表し、市民出前講座などを通じて市民の皆様へも分かりやすく丁寧にお伝えしてまいります。

今後も、刻々と変化する経済情勢や新たな行政需要等も見極めつつ、組織や施設の在り方のみならず、事業内容について不断の見直しを行いながら、現下の重要課題や今治市の未来を切り開くための課題を中心に、限られた予算効果の最大化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松本典久市民環境部長 高木議員の御質問のうち、秩序ある多文化共生についての1番目、外国人居住者に対する生活実態のアンケート調査状況等についてお答えいたします。

まず、御紹介いただきました大西地域での「サッカーでお結び会」では、外国人住民も企画の段階から加わるなど、地域の絆を強める事業となりました。特に地域のリーディングカンパニーである元請事業者の全面的な御支援と御協力により、地域が一体となった盛り上がりにつながったものと実感しております。また、吉海地区においても、事業者、自治会、外国人住民が協働する取組が進んでおり、先般の防災運動会では、9か国の住民が参加し、世代や国籍を超えた交流が広がる姿も見られました。こうした取組は、災害対応のみならず、お互いを知り、仲間になることで、よりよい地域をつくる大きな力となるものであり、他の地域への展開も視野に取組を進めてまいります。

さて、御質問の外国人住民アンケートについてでございますが、対象は18歳以上で6か月以上本市に在住する外国人3,585人であり、そのうち約25%の900人から回答いただきました。回答者の属性が本市で把握しております外国人住民の構成とほぼ一致していたため、統計学的にも偏りの少ない信頼性の高い結果として活用できるものと捉えております。

調査結果の概要でございますが、回答者のおよそ半数が「何らかの困り事がある」と答えており、特に防災と医療に関する情報のニーズが約40%と最も高い状況でございました。防災面では、外国人住民は、電話番号が付与されていないスマートフォンで無料通話アプリを活用している方が多く、災害時に緊急速報が届かない状況であることが判明いたしました。医療面でも、病院を受診した際の言語の壁を感じる人が26%に上り、「ずきずき」や「ちくちく」といった日本語の表現が理解しづらいなどの声も寄せられております。

一方で、「困っていない」と回答した人が半数を超えるが、その背景を詳しく分析いたしますと、必ずしも満足しているわけではなく、遠慮や諦め、あるいは職場などの身近な支援に

よって問題が表面化していない「静かなる多数派」「声なき声」という可能性も見えてまいりました。

現在、庁舎正面玄関に設置しておりますAIチャットボット「AIさくらさん」や、市民が真ん中相談センターとしまなみ総合庁舎に設置している多言語翻訳パネルなど、既に導入しているツールも活用することで、外国人住民の方々が抱えている困り事や問題に対応してまいります。

また、現在策定中の今治市多文化共生推進プランにおいて検討している、必要な人に必要な情報やサービスが確実に届く仕組みを構築するため、多言語で防災・医療情報などを確実に届ける外国人向け生活支援アプリの実証実験を来年2月をめどに開始し、有効性を検証してまいります。

次に、地域社会との関わりについてでございます。

「今治市に住み続けたい」と回答した人は7割を超え、「日本人と仲よくなりたい」と回答した人も8割近くに上り、交流への意欲の高さがうかがえますが、実際には親しい交流には至っておらず、挨拶程度にとどまっており、意欲と現実の間にギャップが生じていることも分かりました。

これらを解決する鍵は、交流の基盤となる言葉であると考えています。日本語教室に参加する人が8%にとどまる一方で、1人で学習している人が49%と非常に多いことから、学習意欲に応じた日本語教室の拡充やオンライン講座など、多様な学習環境の整備の検討を進めてまいります。また、外国人住民に日本語を教えるだけでなく、日本人が外国人からその母国語を学ぶ機会もつくるなど、お互いの言語を学ぶことを通じて交流を深め、こうした言語学習の取組と併せて、多文化共生のモデル地区の設定や交流促進のキーパーソンの発掘など、まずは交流の入り口づくりに重点的に取り組んでいく方針でございます。

これらのアンケート結果を踏まえた今治市多文化共生推進プランの基本理念は、「瀬戸内の世界都市として誰もが住み続けたい輝くまち」であります。初めに言葉の壁の突破から始め、生活情報や地域参加の入り口を整備し、次いで教育、就労、定着へと支援の幅を広げ、最終的には国籍や立場を超えた日常的な交流に結びつけ、秩序ある多文化共生社会の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○長野幸治産業部長 高木議員御質問の有害鳥獣対策等についての1番目、市内における有害鳥獣の対策等についてお答えさせていただきます。

有害鳥獣による被害は、農作物のみならず、住民の暮らしを脅かす深刻な問題でございます。中でも北日本を中心に熊による被害が連日報道され、国においても新たな被害対策パッケージが示されるなど、その対策が強化されていることは御承知のとおりでございます。

今治市におきましても、イノシシ、鹿、猿などによる被害が拡大していることから、特に中

山間地域で生活する住民にとりましては、人身被害への懸念や営農意欲の減退など、安全・安心な暮らしに深刻な影響を及ぼしていると認識しているところでございます。

お尋ねの有害鳥獣の捕獲状況でございますが、令和6年度の捕獲頭数は4,693頭となっており、令和5年度の3,972頭と比較すると721頭の増加となってございます。特にイノシシの捕獲数につきましては3,030頭で、捕獲数全体の65%を占め、直近5年間で最も多い捕獲数となっております。

次に、農作物の被害額でございますが、令和6年度は6,214万5,000円となっており、令和5年度の被害額4,931万7,000円と比較すると1,282万8,000円の増加となってございます。この被害額の内訳は、鳥獣別ではイノシシが70%となっており、品目別では果樹が72%、また地域別では大三島地区、乃万地区、上浦地区の果樹栽培の盛んな3地区で65%を占めております。

続いて、有害鳥獣捕獲従事者の数につきましては、令和6年度は337人で、令和5年度の344人と比較すると7人の減少となっており、近年は横ばいの傾向が続いておりますが、従事者の高齢化が課題となっております。

今後の取組方針としましては、今治市鳥獣被害防止計画において、有害鳥獣を駆除する捕獲、防護柵等による侵入防止をする被害防除、そして餌場や隠れ場をなくす生息環境管理を有害鳥獣対策の3つの柱としており、これらを総合的に進めることが重要であると考えております。

捕獲対策につきましては、有害鳥獣捕獲従事者に対し、捕獲した鳥獣の買上げや狩猟者登録費用の一部支援、狩猟初心者に対する講習会の実施などの成果としまして、毎年3,000頭以上の捕獲が行われており、個体数の減少に寄与していると考えております。さらに、本年度からは、捕獲作業をより効率化するため、ＩＣＴ機器を活用し、箱わなの扉がセンサーによって自動で閉じるものや、カメラによって遠隔地からリモートで捕獲が可能になる機器などの導入支援を開始しております。

被害防除対策につきましては、引き続き農地に設置する防護柵等の資材購入を支援するとともに、今年度の新たな取組としまして、鳥獣が嫌がる特定の周波数の音を継続的に発する高周音波機材を今月中旬に導入し、有害鳥獣被害の防止効果の検証を行うこととしております。

生息環境管理対策につきましては、農業施策として、荒廃農地対策や地域への呼びかけによる放置竹林の解消などを通じ、餌場や隠れ場の縮減に取り組んでおります。

これらの対策は、個別で行うよりも地域ぐるみで行うことがより効果を高めるものであることから、来年1月には玉川支所の地域コーディネーター事業で、鳥獣管理士の講師を招き、地域での取組の重要性を学ぶ「地域で取り組む鳥獣被害対策学習会」を開催することとしております。

今後とも、愛媛県、JA、地元獣友会と緊密に連携し、地域の皆さんにも共通意識を持って取り組んでいただけるよう粘り強く意識啓発に努めるとともに、効果的な施策については積極的に実施してまいります。

以上でございます。

○丹下大輔副議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○高木雅史議員 議長。

○丹下大輔副議長 高木雅史議員。

○高木雅史議員 答弁ありがとうございました。

私ごとではございますが、来年6月に自身初の子供が生まれます。その子が今から20年後、二十歳になったときに、私もいい年をしたおじさんになっていると思うのですけれども、ネウボラ拠点施設とかMICE施設とか庁舎を見たときに、その子たちから「何でこんなものを建てたんや」と言われるよりも、「今治市にはMICE施設とかネウボラ拠点施設、たくさんあっていいよね」と言われるよう、今ここにいる全ての人たちが議論、討論し、未来の子供たちのためにすてきなまちづくりを共に進めていけたらと思っております。よろしくお願ひします。

以上です。

○上村悦男議員 通告に基づき質問させていただきます。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正から10年を迎えるに当たり、改めて今治市の教育行政の実効性とその本質についてお伺いいたします。

平成27年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されてから本年で10年の節目を迎えます。この改正は、大津市におけるいじめ自殺事件などを契機とし、教育行政の責任体制の明確化、首長と教育委員会の連携強化、そして緊急時の対応力の向上を主な狙いとして行われたものです。具体的には、教育委員長と教育長の一本化による新教育長の設置、首長による教育大綱の策定、教育委員会との協議・調整の場としての総合教育会議の制度化など、教育政策の方向性を共有する仕組みが整えられました。

こうした制度改正を受け、今治市においても、教育行政の責任体制の明確化と、首長と教育委員会の連携強化に向けた取組が進められてきました。令和3年度には、教育委員会内に教育大綱推進課が設置され、市長が策定する今治市教育大綱の具体的な推進や今治市総合教育会議の運営支援、教育施策の調整などを担う体制が整えられました。また、同年には「子どもが真ん中」の理念を掲げた今治市教育大綱が策定され、学校教育にとどまらず、社会教育や国際交流、地域との連携を重視した教育の方向性が示されました。教育予算についても年々増加しており、教育環境の整備やＩＣＴの導入、人的配置の充実などが計画的に進められています。

こうした今治市の取組を踏まえ、次の3点についてお尋ねします。

1番目は、今治市総合教育会議の活用と制度の実効性についてです。

総合教育会議は、教育行政における首長と教育委員会の連携を強化し、地域の実情に即した教育政策を協議・調整する場として制度化されたものです。しかし、今治市では、近年は開催が年1回にとどまり、議題も学校教育に偏っている傾向がやや見られます。

一方、広島県福山市では、学校教育に限らず、幼保小連携や大学との連携、さらには福山市教育大綱の進捗検証など幅広いテーマを取り上げ、福山市総合教育会議の決定が子育て支援や地域振興に関わる首長部局の具体的施策に反映されています。また、福山市では、この会議を市長と教育委員会の対等な協議・調整の場として明確に位置づけ、教育行政の方向性を福山市全体で共有し、実効性のある施策につなげています。こうした柔軟かつ本来の趣旨に即した運用は今治市にとっても参考になるのではないかと考えます。

そこでお伺いします。今治市における今治市総合教育会議の現状について理事者はどのような課題認識をお持ちでしょうか。あわせて、開催頻度の柔軟化や議題の多様化を含め、今後この制度をどのように活用し、今治市教育大綱の実効性や教育行政の質の向上につなげていくお考えかお聞かせください。

2番目は、教育予算の増加と成果の不一致についてです。

今治市の教育費は、令和3年度の58億1,069万5,000円から令和7年度には94億8,702万5,000円へと約63%増加しています。歳出全体に占める教育費の割合も、令和3年度の約7.8%

から令和7年度には約11.7%へと上昇しており、教育への重点的な投資が進められてきましたことを示すものと受け止めています。特に「スタディサプリ」や「タブドリL i v e！」といった家庭学習支援ツールの導入は、家庭学習時間の確保や学力向上を狙いとした施策として位置づけられてきました。

しかしながら、本年度の全国学力・学習状況調査では、家庭で1時間以上学習する児童生徒の割合は全国平均を下回っており、学力の水準も依然として課題を抱えています。また、不登校児童生徒数の増加や教職員の疲弊感の深刻化など、教育現場の実態はむしろ厳しさを増していくように感じられます。こうした状況を踏まえると、教育予算を増やし様々な施策を行っているが、必ずしも成果の向上に結びついていないのではないかという疑問を抱かざるを得ません。

そこでお伺いします。教育予算の推移と現場の成果との関係について理事者はどのように評価されているのか。また、予算の使途と成果の検証体制、今後の改善に向けた方針について見解をお聞かせください。

3番目は、教育の本質に立ち返った政策形成についてです。

今治市教育大綱には「子どもが真ん中」という理念が掲げられていますが、現場の実態を見ると、その理念が十分に施策に落とし込まれていないのではないかという懸念があります。教育は単に数値目標を達成するための手段ではなく、子供一人一人の可能性を引き出し、健やかな成長を支える営みであるべきです。教育の本質に立ち返り、現場の声を丁寧にすくい上げながら、施策の再構築を図る必要があると考えます。

そこでお伺いします。教育の本質に立ち返った政策形成に向けて理事者はどのような課題認識をお持ちでしょうか。あわせて、教育大綱推進課の役割や次期今治市教育大綱の改訂プロセスを通じて、現場の声をどのように施策に反映させていくお考えかお聞かせください。

次に、100年に一度のまちづくりへの挑戦についてお伺いいたします。

昨日は壇内議員から合同庁舎の整備について、そして先ほどは高木議員から3つの施設整備について質問がありました。私からは、市民の総意を形成する仕組みについてを中心に質問させていただきます。

今治市では、令和7年6月に策定された今治市中心市街地グランドデザインに基づき、まちの将来像を見据えた大型事業が順次計画されています。具体的には、妊娠期から子育て期まで切れ目なく支援を行うためのネウボラ拠点施設、老朽化した今治市役所本庁舎と愛媛県東予地方局今治支局庁舎を統合し防災力と利便性を高める合同庁舎、そして国際会議や展示会を可能とし産業・観光の交流拠点となるM I C E機能の整備が柱となっています。

今治市は、ネウボラ拠点施設については、D B O方式による設計、施工、運営を進め、令和12年度の供用開始を目指しています。合同庁舎については、本年10月に愛媛県と基本協定を締結し、今後10年以内の完成を目標に基本計画策定を進めています。また、M I C E機能の整備

については、海事関連企業からの寄附を受けて、基金を創設し、令和7年度中に基礎調査を実施するなど、整備に向けた検討が始まっています。

これらの事業は、中心市街地の再編とにぎわい創出、子育て支援の充実、行政サービスの効率化、国際交流拠点の形成を同時に進めるものであり、まさに100年に一度のまちづくりと市長が掲げる挑戦の具体化であります。市長は様々な場で強い決意を示され、これら大型事業を果敢に進められており、その挑戦する姿勢は高く評価すべきものと考えます。

そこで、次の2点についてお尋ねします。

1番目は、大型事業における建設判断資料の提示の在り方についてです。

大型事業における建設の正しい判断を行うためには、個別の計画を順次示すだけではなく、関連する施設の計画を同時に俎上にのせ、必要性に加えて、稼働率や維持経費など将来的な負担も併せて市民に提示することが不可欠です。特に、財政負担の全体像を把握するためには、各事業を個別に示すのではなく、関連施設を含めた全体像を同時に提示することが重要です。個別事業ごとでは妥当性が見えても、合算すると市財政に過大な負担となる可能性があるからです。例えば、ネウボラ拠点施設のホール機能縮小はMICE機能整備との関係で議論されるべきであり、合同庁舎の建設は現庁舎のタンゲ・アートプラザ化と一体的に考える必要があります。広小路の整備も商店街再生と並行して検討すべき課題です。これらを個別に進めのではなく、全体像の具体を市民に示した上で判断することが必要ではないでしょうか。

そこでお伺いします。大型事業の建設判断に当たり、関連施設の計画を同時に示し、稼働率や維持経費等を含めた全体像や類似施設の利用状況などが分かる判断資料を広く市民に提示することについて、理事者の所見をお聞かせください。

次に、2番目、市民の総意を形成する仕組みについてお尋ねします。

今治市公共施設等総合管理計画では、原則として新しい公共施設は造らないとされているにもかかわらず、近年、しまなみ総合庁舎や伯方公民館・体育館など新設事例が続いています。合併により同じ機能を持つ施設が多数存在する今治市においては、統廃合や複合化を進めることが持続可能なまちづくりに直結しています。

本年6月に今治市民提言会議において今治市中心市街地グランドデザインについて審議が行われたことや、広報いまばりで広く市民に今治市中心市街地グランドデザインについて周知したことは承知しております。しかしながら、新しい施設の建設を計画する際には、丸亀市のように丸亀市民会館（THEATRE MA d o）を建設するに当たり、200回を超える車座集会や、1,000人規模のアンケートなどを通じて多くの市民の声を聞き、市民の納得と理解を得ることが必要であります。市長が言われるように、100年に一度のまちづくりであるならば、それにふさわしい市民への傾聴の方法があるはずです。

そこでお伺いします。今治市公共施設等総合管理計画の趣旨を踏まえ、新しい施設の建設を計画する際には、多くの市民の声を聞き、総意を形成する仕組みをどのように構築していくの

か、理事者の所見をお聞かせください。

以上です。

○丹下大輔副議長 答弁を求めます。

○徳永繁樹市長 上村議員御質問の今治市の教育行政の実効性と本質についてのうち、1番目、今治市総合教育会議の活用と制度の実効性についてお答えさせていただきます。

今治市総合教育会議は、市長と教育委員がそれぞれの役割と権限を尊重しながら、本市の教育行政の方向性を共有し、協議するために設けられた非常に重要な場であります。今治市総合教育会議の本質は、開催回数の多い少ないではなく、必要な時期に必要な議題についてしっかりと実質的な協議を行うことであると考えております。本市では、教育行政の推進に重要な要素となる予算編成に向けて、教育委員会が重点的に取り組むべき方向性を確認するため日頃から様々な協議を進めておりますが、その集大成として、例年、予算編成前の時期に今治市総合教育会議を開催しており、これは制度の趣旨に沿った適切な運用であると考えております。

なお、現在、市長部局と教育委員会事務局が日常的に情報を共有し、双方向で機動的に対応できる体制を整えておりますが、必要が生じた際には教育委員会から会議開催を求めることが可能でありますことから、今後も状況に応じて柔軟に対応してまいります。

また、議論が学校現場の事項に偏っているのではないかとの御指摘もございましたが、実際の今治市総合教育会議では、学校教育に限ることなく、学校給食、図書館、公民館、生涯学習、青少年育成、文化・スポーツ振興、部活動の地域移行など多岐にわたるテーマについて必要に応じて意見交換が行われており、私自身、会議の中で幅広い視点から多くの示唆を得てきたところでございます。

今治市総合教育会議は、教育に関する何十もの事務事業の中から、当面特に優先して取り組むべき事項を市長と教育委員の間で共有し、確認する場としても機能していることと認識しております。限られた資源をどこに重点的に投じるべきか、双方が丁寧に議論しているところであります。この二、三年で教育関係予算が大幅に増加しているのは、今治市総合教育会議がしっかりと機能していることの一つの証左ではないかと考えております。

今後も、教育を取り巻く環境の変化や課題の多様化を踏まえ、議題の選定に当たりまして、より広い視点を持ち、今治市総合教育会議が本市の教育行政にとってさらに価値ある協議の場となりますよう取り組んでまいります。

その他の御質問につきましては、関係理事者から答弁させていただきます。

○小澤和樹教育長 上村議員御質問の今治市の教育行政の実効性と本質についての2番目、教育予算の増加と成果の不一致についてと、3番目、教育の本質に立ち返った政策形成についてお答えさせていただきます。

本市における教育費予算は、令和3年度以降、毎年度着実に増加させていただいており、施設整備面において、令和6年度から開始した照明機器のLED化の整備は今年度末に完了予定

であり、バリアフリー化につきましては、校舎のスロープ設置率が、国の84.7%、愛媛県の86.5%を上回る95.1%となっております。また、特別教室の空調につきましても、令和3年度末で15.9%であった設置率が、令和6年度末で38.6%と整備が進み、令和9年度には全ての学校に設置が完了する見込みであり、教育環境の整備を急ピッチで進めているところです。

「スタディサプリ」や「タブドリ L i v e！」などの家庭学習支援ツールについては、主に週末や長期休業中の課題解決、自主学習で活用しており、特に「スタディサプリ」では、宿題以外で生徒が自主的に学習するために視聴した動画時間の割合が、令和5年度25.3%に対し、令和6年度は48.1%とほぼ倍増しており、「宿題だから取り組む」といった姿勢から「自分に必要な学びを選ぶ」という積極的な学習態度へと変容しつつあります。この学習に対する姿勢の変容は、今後の学力向上の基礎になるものと期待されます。

人的配置では、不登校対策支援員や学校生活支援員、スクール・サポート・スタッフ等様々な立ち位置から、多様性のある児童生徒に個別最適な対応ができる環境づくりを進めております。特に、不登校対策支援員を配置しているサポートルームの設置率は、令和7年6月時点で、全国平均58.7%に対し、本市は97.5%と全国でもトップクラスであり、不登校児童生徒の保護者から「不登校対策支援員が寄り添っていただけるおかげで、子供が学校に登校できる回数が増えて感謝している」という声や、保護者の会の他市の関係者から「今治市はサポートルームが充実していいね」という声をいただいております。

以上のような取組とその成果を踏まえますと、各事業を計画的かつ適切に展開することにより、一定の効果が出ていると考えております。

また、成果の検証体制につきましては、毎年、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告において、事業ごとに評価指標を設定し、効果の検証を行っており、今後も検証方法や内容のさらなる充実を図ることで、事業効果の一層の向上につなげてまいりたいと考えております。

今後の改善に向けては、これまでに整えた教育環境や人的資源、ＩＣＴ等をより一層活用していくとともに、家庭との協力体制も構築していきたいと考えております。家庭と連携を図りながら、規則正しい生活習慣を身につけることが学力向上にもつながると考えているため、各小中学校に家庭生活におけるチェックリストを配付して、家庭学習やスマートフォン等のルールづくりに取り組んでいるところでございます。今後とも、ふるさとキャリア教育を通して、郷土愛を育み、社会で活躍できる人材育成に努めるなど、児童生徒と教職員や保護者、そして地域との良好な関係を基盤とした今治型教育モデルを構築してまいります。

次に、3番目の教育の本質に立ち返った政策形成についてでございます。

本市の教育施策におきましては、「子どもが真ん中」の理念を基本に据え、全ての子供が安心して学び、健やかに成長できる環境づくりを進めております。しかしながら、教員の働き方改革は喫緊の課題であり、教員が目の前の子供たちに向き合う時間を確保することこそが、誰

一人取り残すことのない学びのさらなる充実につながることと考えております。教員一人一人が子供たちの成長に関わることで、やりがいや達成感を持てるよう、各学校において子供や教職員が生き生きと教育活動に取り組める風土づくりに努めてまいります。

次期今治市教育大綱につきましては、新たな今治市総合計画の考え方を踏まえつつ、学校現場や地域の皆様の声を丁寧に把握し、今治市らしさが十分に反映された内容となるよう検討を進めてまいります。市長部局とも連携し、寄せられた意見をしっかりと受け止め、今治市教育大綱策定のプロセスに適切に生かしてまいります。

以上でございます。

○富田義勝総合政策部長 上村議員御質問の100年に一度のまちづくりへの挑戦についてお答えさせていただきます。

まず、1番目、大型事業における建設判断資料の提示の在り方についてでございます。

これまで様々な場面で御説明させていただいておりますが、本年6月に策定いたしました今治市中心市街地グランドデザインは、将来の今治市の姿を見据え、個別の施設や事業にとどまらず、まち全体の視点から俯瞰して整理することを目的に取りまとめたものでございます。これからも公共投資の考え方やまちづくりの方向性を共有する役割も担っております。

大型事業の建設判断に当たりまして、財政負担の全体像につきましては、先ほど高木議員へもお答えしましたとおり、毎年度策定する中長期財政見通しにおきましてお示ししているところでございます。また、関連する施設との関係性や役割分担、将来的な需要の見通し、稼働率、維持管理経費といった詳細な数値につきましては、それぞれの事業において策定いたします基本計画において段階的にお示しさせていただきます。いずれにいたしましても、市域全体を見渡しました役割分担や連携の在り方に留意しつつ、市民の皆様に御理解いただける判断材料の提示に努めてまいります。

次に、2番目、市民の総意を形成する仕組みについてでございます。

今治市の公共施設の整備につきましては、将来にわたって持続可能なまちづくりを進めいく上で、慎重かつ丁寧に検討していくことが重要であると考えております。昨日、壇内議員へもお答えしましたとおり、これまで計画策定の際には、「市民が真ん中」の理念の下、多様な立場・世代の皆様から御意見を伺ってまいりました。例えば、ネウボラ拠点施設の場合は、高校生や公募市民、また主任児童委員などの子育て関係団体を対象にいたしましたワークショップや、子育て世代や中高生を対象としましたアンケートを含めた多様な手法により、延べ6,800人を超える皆様から御意見を伺うなど、幅広い参画の機会を設けてまいりました。

今後は、設計や施工の段階におきましても、市民の皆様に関わっていただく機会を設けることで、公民連携のまちづくりを進めていきたいと考えております。市民の皆様が自らの暮らしや地域の未来と結びつけながらまちづくりに参加し、その声が計画や運営に反映されていく、そのような循環をつくることが、結果として持続可能なまちづくりにつながるものと受け止め

ております。引き続き多様な声を丁寧に伺いながら、納得と共感の得られるプロセスを築いてまいります。

以上でございます。

○丹下大輔副議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○上村悦男議員 議長。

○丹下大輔副議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 教育長から答弁をいただきました教育予算の増加と成果の不一致について再質問させていただきます。

教育予算が増え、様々な取組がしっかりと行われているというお話を聞かせていただきました。私も本当に、令和3年度から教育予算も増え、しっかりと現場のニーズなども踏まえながら準備をしていただけているものと思っております。ですが、例えば、先ほどもありました不登校のことについて、点検・評価のところにもありますけれども、各校における不登校の状況が好転した割合は、令和4年度は40%、令和5年度は34%、令和6年度は11%。サポートルームを設置し、そして様々な取組をされているにもかかわらずこういった結果が出てきているということについて、「配置はできています。ですが、結果として自分たちが立てたKPIではこうです」、これでは説明が十分ではないと思うので、その点について答弁をお願いします。

○小澤和樹教育長 お答えいたします。

愛媛県の不登校児童生徒の発生率が、令和5年度が6.6%、令和6年度が7.2%という状況でしたが、今治市は令和5年度が2.5%、令和6年度が2.9%と低い水準で推移しております。このことにつきましては、サポートルームをつくることによって子供に新たな居場所ができたということ、サポートルームを通じて自己肯定感、自分の通常の学級に戻ることとか、進路指導を通して中学校から自信を持って高校に旅立てる、そういう具体的な学校現場の声も聞いております。数値は一律なものではございますが、具体的な声を聞き取りながら、これからもサポートルームの充実した活用について努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○丹下大輔副議長 再質問はありませんか。

○上村悦男議員 議長。

○丹下大輔副議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 先ほどの小澤教育長の答弁についてなのですが、実際、このサポートルームは、先日行われた決算特別委員会でもありましたが、当初予定されている予算の半分しか消化できていなかつたということで、本年度、サポートルームの予算が減額になったということがありました。そういうものについては、きちんと一つ一つ現場の実態等も把握しながら進めていっていただけるとありがたいと思っております。

次に、100年に一度のまちづくりへの挑戦についてお伺いいたします。

1番目の大型事業における建設判断資料の提示の在り方についてということで、稼働率や維持経費など将来的な負担、そういうしたものについては基本計画で段階的に示すという答弁がございました。実際に考えていただいたらと思うのですけれども、昨日もありましたが、合同庁舎の必要性、そういうものについてはしっかりと私も腹入れができたと思っています。しかしながら、合同庁舎を建てるということと、もう一つ、現在の庁舎、タンゲ・アートプラザ、これについては、一体、耐震化ができないものに対してどう耐震化をし、改めて美術館機能を持たせてやっていくのか、そのためにはどれだけの費用を使うことになるのか、そしてそれがどれだけ稼働していくものなのなど、そういう資料がないのに、「合同庁舎は、ここ地ではなく、旭町で造ります」と言われてもなかなか判断することができません。

私たちは、きちんと、本当にその必要性が分かって、傍観的に考えず、しっかりと取り組んでいきたいと思っています。例えば、この合同庁舎とタンゲ・アートプラザの関連について考えるときに、市長はどのように判断していくのか回答いただけたらと思います。

○富田義勝総合政策部長 お答えいたします。

今治市中心市街地グランドデザインの中にもタンゲ・アートプラザという形で市民の皆様から御要望がありまして、数多くいただいたのは、この丹下建築を永久的に残していくこうという部分で、どう活用していくかという中で、1つ案として、今、タンゲ・アートプラザという形でお示しさせていただいております。

今後、新しい庁舎を旭町に移転するということ、今、建設予定地を、愛媛県と一緒にあそこで基本合意をという形になっておりますので、その後ここをどうしていくかということでございますが、まず私どもが考えなければいけないのは、丹下建築をどう保存・活用していくかというところの理念に立って、それから、では、文化財的にどう保護していくか、その内容をどう活用していくかというところからまた試算を重ねていかなければならぬと思っております。ただ、このタンゲ・アートプラザ自体が決定したということではございませんので、今の段階で数値的なものをお示しするのはなかなか難しいと思いますが、ここを保存・活用していくとなれば、当然、文化庁とかから補助をいただきながら費用面も工面していくとか、そういった部分は私どもも想定して考えていかなければならぬとは思っております。現時点でこちらのほうをタンゲ・アートプラザに決めていくというのは本決定したことではございませんので、その辺り、御理解いただいたらと思います。

以上でございます。

○丹下大輔副議長 再質問はありませんか。

○上村悦男議員 議長。

○丹下大輔副議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 総合政策部長から答弁をいただいたわけなのですが、まだタンゲ・アートプ

ラザというものについては1つの案ということだったと思います。実際に市庁舎を旭町に移していくというときに、以前にもお話をさせていただいたことがあります、地方自治法上は議会の3分の2以上の賛成があって市役所の位置変更ができると。では、その判断をするときに、適切なのかどうなのかというところをしっかりと私たちも腹入れしなければならない。だから、その判断材料はどういうものをしていただけるのかということで、改めて答弁をお願いします。

○富田義勝総合政策部長 お答えいたします。

来年度、合同庁舎に関しましては、基本計画を策定する予定となってございます。当然その中で、後に残されるこちらの市庁舎の取扱いにつきましても基本的なところというのは策定していく予定でございますので、段階に応じてその辺りをまた提示させていただいたらと思います。

以上でございます。

○丹下大輔副議長 再質問はありませんか。

○上村悦男議員 議長。

○丹下大輔副議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 次に、市民の総意を形成する仕組みについてお伺いします。

昨日、そして今日の市長の答弁の中にも、一般論として、「今だけ、自分だけよければいいといった考え方や、傍観的な立場で批評するだけといったことでは未来志向のまちづくりはできない」という答弁がありました。万が一、そうした市民の方がおられるのであれば、そうした方たちにもしっかりと理解していただけるような理事者としての取組が必要ではないかと私は思っています。

今現在、本当にそれぞれの部、担当課において、市民の声を聞くために、シンポジウムなど様々な取組をしていただいております。しかしながら、9月の定例会では松浦議員が、そして今日、高木議員が、やはり市民が不安を感じているという質問があったかと思います。こういった質問をとにかく払拭しなければならないと私は思っているわけなのですが、今現在の取組で本当に十分なかどうか、どういう考え方を持ちなのか、市長にお伺いします。

○富田義勝総合政策部長 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、幅広く市民の皆さんに御了解をいただくために、今後、より多くの車座の会であったり、そういう機会を設けまして、市民の方一人一人、多くの方に御意見をいただきながら、そういう形を取りながら理解を求めるとともに、そういう意見を今後まちづくりに反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

○丹下大輔副議長 再質問はありませんか。

○上村悦男議員 議長。

○丹下大輔副議長 上村悦男議員。

○上村悦男議員 本日は、主に今治市総合教育会議、そして100年に一度のまちづくりについて質問させていただきました。今治市総合教育会議が形骸化されないためには、制度の趣旨に立ち返り、実効性を伴う運営を行うことが不可欠です。

具体的には以下の点が私は重要であると考えます。

1つ目は、市長は会議の回数は問題ではないとおっしゃっていましたが、会議の複数回開催は必要だと私は思っております。今までも何度か指摘させていただきましたが、年1回にとどまらず、複数回の開催を通じて継続的な協議・調整を行うことにより、教育行政の方向性を今治市全体で共有し、課題に即応できる体制を整える必要があります。

2つ目は、目的化しない会議の実行です。会議そのものを目的化するのではなく、議論を具体的な施策の実行につなげることが大切であり、成果を検証しながら改善を重ねる仕組みを確立しなければなりません。

3つ目は、家庭教育、社会教育の質的向上を図る議題を設定することです。市長は常々、切れ目のない子育て支援を重点施策として掲げてお話しされているわけですから、学校教育に偏らず、家庭教育や社会教育の充実を今以上に積極的に取り上げることで、子供を取り巻く環境全体の質的向上を目指すことが大切です。

こうした取組を積み重ねることで、今治市総合教育会議は、広島県福山市のように市長と教育委員会の対等な協議・調整の場として本来の役割を果たし、今治市教育大綱の理念を実効性あるものへと高めることができると考えます。

次に、今治市が進める100年に一度のまちづくりについては、市長の強い決意の下、果敢に取り組まれている大事業であり、その挑戦の姿勢は、繰り返しになりますが、大いに評価すべきものと思っております。しかし、同時に、財政負担の全体像を市民に明示し、関連する施設計画をより具体的なものにして統合的に示すこと、そして市民の声を幅広く聞き、総意を形成する仕組みを市民目線で整えることが持続可能な納得感のあるまちづくりに不可欠です。この挑戦を「市長の挑戦」から「市民と共に歩む挑戦」へと昇華させることこそ、今治市の未来を切り開く力になると考えます。理事者におかれでは、ぜひこの視点を踏まえ、今以上により開かれた議論と丁寧な説明をもって、市民と共に100年に一度のまちづくりを進めていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○内山葉子議員 新政会、内山葉子です。通告に従い質問させていただきます。

議員になってこの5年間ずっとただして危険性について訴えてまいりました新型コロナワクチン接種についてあります。

昨年度からは高齢者の新型コロナウイルス感染症定期予防接種も始まりました。

まず、1番目、令和6年度の接種人数について、2番目、本市における予防接種健康被害救済制度の認定状況について、3番目、本市の新型コロナワクチン接種の副反応疑い報告の状況についてお尋ねします。

予防接種健康被害救済制度では1,000件超えの死亡認定が出ております。あまりにも副反応が多くて、亡くなるロットについても全然違う、まるでロシアンルーレットを打っているような状況です。受ける側は短く考えています。接種後1週間、2週間とかが、必ずしもそうではないというのが分かってまいりました。死亡のピークが、120日後が平均と今はされております。脳血管腫、ターボがんであったり、がん細胞にスパイクたんぱくが残っていたり。スパイクたんぱくはすぐ消えると言われておりましたが、ずっと消えないという論文が多く出ております。「安全です。因果関係はない」と言っていました。2,300件、99.4%、ほとんどが評価不能、因果関係が分からぬ。それをもって「重大な懸念はない」と相変わらず言っております。因果関係あるかなしか、評価するための情報収集が必要です。

厚生労働省は、新型コロナワクチン未接種の方より、新型コロナワクチン接種の方、心筋炎の例ですと、若年男性で背景発現率が高いというデータは出ていると言っております。先ほども申し上げましたが、予防接種健康被害救済制度では1,000人を超える死亡認定があるにもかかわらず、その中で副反応疑い報告制度において報告されているものは、死亡認定されたものは9月でさえたった3割の300件にとどまっております。7割ぐらいは報告されていない現状です。

4番目、予防接種健康被害給付金の支給状況についてお尋ねします。

5番目、本市の副反応疑いにおける聞き取りについてお尋ねします。

ワクチンの安全評価として副反応疑い、つまり、自治体で救済制度があったときには、副反応疑い報告は医師が判断するわけですが、救済制度があったときに副反応申請を上げてくださいと厚生労働省は自治体に通知にて促しているはずです。自治体がそれを受け医師に報告を上げてくださいと最終的には通達しています。死亡については、医師がワクチンとの因果関係を疑ったかどうかであり、報告を上げてくださいとなっているので、健康被害救済の事例と医師の見解とがぴったり一致しない場合もあるかもしれません、一向に改善されていないのではないかでしょうか。予防接種後、心筋炎、心膜炎の場合は、28日以内の発症の報告をしなければならないという予防接種法となっているので、令和5年には全国の自治体に通知されています。報告漏れがあるということです。28日以内に、全国では200件あっても、結局30件しか上がってこなかったわけです。個別にそういう事例がありますが、「副反応疑いで出さなくていい

いですか」というように厚生労働省は自治体に通知していると言っておりますが、そのような聞き取りを本市はやっているのでしょうか。

6番目、接種ロット番号からみる健康被害対応について。

ワクチン健康被害救済制度認定の全国のワクチン健康被害救済制度を申請されている方には、ワクチン接種ロットナンバーの偏りが見られます。ロット番号には健康被害が出る確率が高いロット番号が存在しているということが考えられるのではないでしょうか。私は、このことから、健康政策の面で、危険なロットを接種した市民への聞き取り調査や、ワクチン接種開始から現在までの今治市内で亡くなられた方のロット番号を調べるなど調査・検証するよう提案するが、今治市の見解はいかがでしょうか。

以上です。

○丹下大輔副議長 答弁を求めます。

○結田信吾健康福祉部長 内山議員御質問の新型コロナワクチン接種についてお答えさせていただきます。

まず、1番目、令和6年度の接種人数についてでございます。

新型コロナワクチンは、令和6年度から定期接種に位置づけられ、65歳以上の方及び60歳から64歳までの一定の基礎疾患有する方が接種対象となっております。令和6年度の接種対象者5万3,440人のうち、1万117人が接種を受けられており、接種率は18.9%となってございます。

次に、2番目、予防接種健康被害救済制度の認定状況についてでございます。

この制度は、予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、御本人の申請に基づき、その健康被害が接種を受けたことによるものと国が認定した際に給付金の支給が受けられるものでございます。新型コロナワクチンに係る本制度の申請はこれまでに25件あり、予防接種が疾病の原因となった可能性が否定できないとして認定されたものが15件、予防接種が原因ではないと否認されたものが4件、申請取下げが1件、残り5件が審査中となっております。

次に、3番目、新型コロナワクチン接種の副反応疑い報告の状況についてでございます。

この報告は、ワクチン接種後に生じた副反応を疑う事例について、安全性の管理・検討を行うため、国が医療機関に報告を求めており、先ほどの予防接種健康被害救済制度とは件数が異なります。現在の本市における新型コロナワクチン接種に係る副反応疑い報告数は、本年6月定例会においてお答えさせていただいた時点から変更はなく、60件となっております。

次に、4番目、予防接種健康被害給付金の支給状況についてでございます。

予防接種健康被害救済制度により認定された15の方に対し総額1億8,360万8,300円を支給させていただいており、そのうち、お亡くなりになった4の方の死亡一時金及び葬祭料は総額1億7,874万8,000円となっております。

次に、5番目、副反応疑いにおける聞き取りについてでございます。

これまで医療機関に対し、予防接種法に基づく副反応疑い報告制度について文書でお知らせし、ワクチン接種後に副反応疑い報告基準に該当する症状が確認された場合、国に副反応疑い報告を提出するよう求めているところであります、今後も適切に対応してまいります。

最後に、6番目、接種ロット番号からみる健康被害対応についてでございます。

ワクチンの健康被害と接種ロット番号の調査・検証につきましては、必要があれば国において実施すべきものと考えております。

今後も、ワクチンによる健康被害に遭われた方、また健康被害が疑われる方に対し、懇切丁寧な相談対応に努め、速やかに予防接種救済制度の適用を受けることができるよう支援してまいります。

以上でございます。

○丹下大輔副議長 以上で答弁は終わりました。

再質問はありませんか。

○内山葉子議員 議長。

○丹下大輔副議長 内山葉子議員。

○内山葉子議員 再度質問させていただきます。

昨今、厚生労働省の情報開示の在り方も問われております。新型コロナワクチンの購入契約書の情報開示請求を受け、厚生労働省が不開示にした際、東京地方裁判所は違法と判断を下しました。ワクチンの有効性を検証するために必要な多くのデータをほとんど黒塗りにして答えています。いわゆる答えなかったということです。新型コロナウイルス感染症が落ち着いた今だからこそ、ワクチンの有効性・安全性の検証に本腰を入れて取り組むこと、これは至極当たり前のことではないでしょうか。

日本は新型コロナワクチンを予防接種法上の定期接種に位置づけるなど、ほとんど世界各国が任意接種や推奨接種にとどまっている中、日本は前のめりに取り組んでいます。一度は安全だという号令の下で開始された新型コロナワクチン接種ですが、現実的に健康被害が出て、報告もされているわけです。もう一度言いますが、これまでの全てのワクチン3,666件に対して、2025年9月30日時点で、新型コロナワクチンは9,310件が予防接種健康被害救済制度の認定を受け、その中の死亡認定数は1,038件と記載されています。これは大薬害以外の何物でもありません。

ワクチン接種の政策は国が立てますが、当然、判断と実施は各自治体が担うものです。市長は判断と実施において一定の裁量権を持ち、積極的にも慎重にも行うことができます。決裁を行うことによって責任も伴います。

ここでお尋ねします。この責任についてどのように受け止められ、どう考えられるのか、お尋ねいたします。

○結田信吾健康福祉部長 お答えいたします。

新型コロナワクチン接種の副反応や被害認定に関する調査につきましては、先ほども答弁いたしましたとおり、国の責任において一元的に実施・公表されるべきものであると考えております。

以上でございます。

○丹下大輔副議長 再質問はありませんか。

○内山葉子議員 議長。

○丹下大輔副議長 内山葉子議員。

○内山葉子議員 本市においてもこの重責をしっかりと受け止め、国任せにせず、徹底的に検証するべきであり、そしてまたこれからパンデミックが万が一起きた場合にどのように対処すべきか、これについてよく考えていただきたいと訴え、質問を終わります。